

答 申 第 96 号  
平成 24 年 10 月 11 日

財 務 大 臣  
城 島 正 光 殿

関税等不服審査会  
会 長 椿 弘 次

## 答 申 書

平成 24 年 8 月 28 日付財関第 858 号をもって諮問のあった関税法（昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 69 条の 12 第 5 項の規定に基づく認定通知に対する審査請求につき、当審査会の意見を次のとおり答申する。

なお、以下において使用する用語の意義は、下記のとおりである。

## 記

本件処分      A 税関 B 支署長が、平成 23 年 8 月 31 日付で行った法第 69 条の 12 第 5 項の規定に基づく認定通知

## 意 見

本件処分の取消しを求める審査請求については、これを却下することが相当である。

## 理 由

### 1. 事案の概要

本件処分について

イ 平成 23 年 4 月 19 日、審査請求人は、      航空 便により C 国から D 空港に到着した。

        B 支署旅具検査場において、同支署の旅具通関担当職員（以下「担当職員」という。）が、審査請求人の同意を得て審査請求人の携帯品につ

いて開披検査を実施したところ、E社の商標権を侵害するおそれのある標章が付されたバッグ107点(以下「貨物」という。)及びF社の商標権を侵害するおそれのある標章の付されたTシャツ2点(以下「貨物」という。)を発見した。

担当職員は、審査請求人に対し、知的財産侵害物品に関する認定手続(以下「認定手続」という。)について説明するとともに、貨物及び貨物の保管証を交付した。

その後、担当職員が保管中の貨物をあらためて確認したところ、貨物の中からG社の商標権を侵害するおそれのある標章が付された下着8点(以下「貨物」という。)及びH社(以下、E社からH社までをあわせて「本件権利者」という。)の商標権を侵害するおそれのある標章が付された下着4点を発見した。以上のとおり、審査請求人が輸入しようとした貨物は、合計でバッグ類107点、衣類14点である。

ロ 同月26日、B支署長は、本件貨物が商標権侵害貨物であると思料されたことから、審査請求人及び本件権利者に対し、認定手続開始(輸入者等意思確認)通知書を送付した。

ハ B支署統括監視官は、審査請求人に対し、貨物及び貨物に関する保管証(平成23年4月28日付)を送付した。

ニ 審査請求人は、本件貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて争う旨の意見等を記載した「意見書1」(同月30日付)並びに保管証の交付を受けていない貨物及び貨物に関して認定手続が行われていることに対して納得できない旨を記載した「意見書2」(同日付)を提出した。

ホ B支署長は、審査請求人及び本件権利者に対し、同年5月26日を提出期限とする証拠・意見提出期限通知書(同月12日付)を送付した。

また、B支署長は、「意見書1」の写し(添付資料のうち個人情報に関するものを除く。)を本件権利者に送付した。なお、「意見書2」については、税関の手続に対するものであったことから、本件権利者への写しの送付を行わなかった。

ヘ E社は同年5月19日付、F社は同月24日付、G社及びH社は同月16日付でそれぞれ意見書を提出し、各意見書には貨物が商標権侵害物品である旨の記載があった。B支署長は、同月27日付で当該意見書の写しを審査請求人に送付した。

ト 審査請求人は、「意見書3」(同年6月6日付)を提出した。B支署長は、当該意見書の写しを同月8日付で本件権利者に送付した。

チ G社は、追加の意見書(同月10日付)を提出した。B支署長は、当該意見書の写しを同月24日付で審査請求人に送付した。

リ 審査請求人は「意見書4」(同年7月7日付)を提出した。B支署長は、「意見書4」の写しを同月12日付でG社に送付した。

ヌ B支署長は、審査請求人及び本件権利者からそれぞれ提出された意見書、本件貨物の品目構成及び数量等を総合的に勘案して、本件貨物を商

標権侵害物品と認定し、同年 8 月 31 日付で審査請求人及び本件権利者に対し、認定通知書を送付した。

本件処分後の事実

- イ 審査請求人は、平成 23 年 10 月 31 日、A 税関長に対し本件処分の取消しを求める異議申立てを提起した。
- ロ A 税関長は、平成 24 年 1 月 27 日に本件処分に係る異議申立てを棄却する決定を下し、審査請求人宛てに決定書謄本を郵便により送付した。  
なお、当該決定書謄本の配達日は同年 1 月 28 日であった。
- ハ 審査請求人は、同年 3 月 9 日、本件処分についての取消しを求める審査請求を提起した。
- ニ 審査請求人は、同年 3 月 28 日に当該審査請求書に係る「補正書」を提出した。

## 2. 審査請求人の主張

審査請求書等によれば、審査請求人の主張は概ね以下のとおりである。

- イ 一貫して主張しているが、本件輸入貨物は個人使用目的である。仮装するような行為はしていない。「業として」に当たるか否かの判断について、財務省ホームページに「輸入者等から聴取する必要があります。」(注)と記載があるが、審査請求人に対する聴取は一切されていない。

また、不審点があれば、積極的に最大限の協力をすると主張したことに、異議申立てに係る決定書には「証拠提出を求めている」とあるが、これに対する証拠提出などは一切求められてない。一般市民が手続きに不慣れであることをまったく考慮していない。

- ロ 財務省ホームページに掲載されている資料によれば、各知的財産法では業として使用等する行為が侵害行為とされており、個人使用目的の輸入は侵害行為には当たらない。このため、個人使用目的であることを仮装するような場合はともかくとして、一般に、個人使用目的の輸入は税関における取締りの対象とはなっていない。

(注)「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。

「異議申立てについての決定があったことを知った日」に係る審査請求人の主張について

- イ 「決定があったことを知った日」は平成 24 年 2 月 11 日である。送達された日が「決定があったことを知った日」に該当する事は、審査請

- 求人の主観的事情ではない。
- ロ 教示についても、手続に不慣れである事をまったく考慮していない。
- 八 異議申立ての決定書に係る郵便物を受けた者は、審査請求人の妻である。
- ニ 審査請求人は当時は非常に仕事などが忙しく、月末から月初にかけて自宅に帰っていない。
- ホ また、審査請求人の妻の祖母の四十九日法要が平成 24 年 2 月 11 日にあり、審査請求人の妻は当該日の数日前より実家に帰省していた。
- ヘ 審査請求人の妻より当該郵便物を受け取ったのは、平成 24 年 2 月 11 日で、「決定があったことを知った年月日」になる。

### 3. 当審査会の判断

上記審査請求人の主張に対する当審査会の考え方は以下のとおりである。

税関長の処分について異議申立てをした場合における当該処分についての審査請求は、法第 90 条及び行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 14 条第 1 項の規定により、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して 1 月以内にしなければならないとされている。

この「決定があったことを知った日」とは、最高裁昭和27年11月20日判決において、「当事者が...処分の存在を現実知った日を指すものであつて、抽象的な知り得べかりし日を意味するものでない」とする一方で、「処分を記載した書類が当事者の住所に送達される等のことがあつて、社会通念上処分のあつたことを当事者の知り得べき状態に置かれたときは、反証のない限り、その処分のあつたことを知つたものと推定することはできる」とされている。

また、最高裁昭和35年11月22日判決は、「本人のために受領権限を有する者が本件裁決書を受領したものである以上、・・・本人が裁決のあつたことを知つた場合と同視すべきことは当然である」と判示している。

本件審査請求についてみると、A 税関長の異議申立てに係る決定書については、平成24年1月28日に審査請求人の住所に配達されており、この事実は「郵便物等配達証明書」によって確認ができる。よって、本件における「異議申立てについての決定があつたことを知つた日」は同年1月28日と推定することができる。この推定に基づき、審査請求期間の起算日は上記(1)のとおり異議申立てについての決定があつたことを知つた日の翌日である同年1月29日となる。これにより、審査請求期間の満了日は同年2月28日となる。

他方、審査請求人は、上記審査請求期間の経過後の同年3月9日付で本件審査請求を提起したことから、審査庁は審査請求人に対して、決定があつたことを知つた日が同年2月11日とする主張の具体的な説明及びその裏付けとなる資料の提出を求めた。

これに対して審査請求人は、平成 24 年 3 月 28 日付で提出された補正書において、

- イ 「決定があつたことを知つた日」は平成 24 年 2 月 11 日である。送

達がされた日が「決定があったことを知った日」に該当する事は、審査請求人の主観的事情ではない

ロ 教示についても、手続に不慣れである事をまったく考慮していないと主張した。

さらに、審査庁は審査請求人に対し、上記 イについて、具体的な説明及びその裏付けとなる資料の提出を求めたところ、

イ 異議申立ての決定書に係る郵便物を受けた者は、審査請求人の妻である

ロ 審査請求人は当時は非常に仕事などが忙しく、月末から月初にかけて自宅に帰っていない

ハ また、審査請求人の妻の祖母の四十九日法要が平成 24 年 2 月 11 日にあり、審査請求人の妻は当該日の数日前より実家に帰省していた

ニ 審査請求人の妻より当該郵便物を受け取ったのは、平成 24 年 2 月 11 日で、「決定があったことを知った年月日」になる

と主張した。なお、これらの主張の裏付けとなる資料は提出されなかった。

審査請求人は、上記 のとおり審査請求人の妻が決定書の在中している郵便物を平成 24 年 1 月 28 日に受け取り、同年 2 月 11 日に審査請求人が受け取っている旨の主張をしている。この点について、上記 の判決に照らして検討すると、審査請求人のために受領権限を有する審査請求人の妻が受領したことをもって、審査請求人が異議申立てについての決定があったことを知ったものと解するのが相当であり、審査請求人の主張に理由があると認めることはできない。

また、行政不服審査法第 14 条第 1 項ただし書に規定する「天災その他審査請求をしなかつたことについてやむを得ない理由がある」ことについては、「天災等による交通途絶など、一般的に不服申立てをすることにつき通常期待される程度の注意をもってしてもなお避けることができない客観的な事由を意味すると解するのが相当である。」(千葉地裁平成 20 年 11 月 11 日判決)とされている。上記審査請求人の主張からは、審査請求人の主観的な事情が、これら客観的な事由に該当しないことは明らかである。

#### 4. 結論

以上のことから、本件審査請求は、法定の期間の経過後にされたものであり、不適法なものであると認められることから、行政不服審査法第 40 条第 1 項の規定に基づき、その他の部分を判断するまでもなく、却下することが相当である。

以上